



保険医新聞

発行所 神奈川県保険医協会 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 (TSプラザビルディング2階)
電話045-313-2111(代表) FAX045-313-2113 横浜中央郵便局私書箱第319号
購読料 一部300円(会員の購読料は会費に含まれています) 発行人 園田栄太郎

文春オンライン



「ガリガリの女の子に糖尿病治療薬を処方」「診察のフリをするだけ」有名医師も懸念する“キケンすぎるオンライン診療”の闇

山崎 啓三

2025.05.09

genie ライフ・ヘルス 監修

コメント

スマホなどを使って診察や薬の処方を受けられるオンライン診療で、「安全性」よりも「効率性」を優先した不適切な事例が増加している。GLP-1ダイエットやビラダ力などでトラブルが相次ぐ美容系各メディアが報道し、文春オンラインも2024年8月の記事で、さまざまなオンライン診療の「穴みでい」をさらされる医師の怒りの声も取り上げた。国は法整備に動き、オンライン診療の過半数がリモート診療よりは戻ったかに見えるが、よりつづめづらみで「オンライン診療ビジネス」の闇は拡大している。

第2弾

文春オンライン

オン診ビジネスの闇抉る

弁護士も医療法改定の危険警鐘

昨年8月、文春オンラインで、オンライン診療ビジネスの闇を、当協会の磯崎哲男政策部長のインタビューとともに顕在化させた、ジャーナリスト・山崎啓三氏の第2弾の記事がこのほど、同ウェブで配信された。タイトルは、『ガリガリの女の子に糖尿病治療薬を処方』『診察のフリをするだけ』有名医師も懸念する“キケンすぎるオンライン診療”の闇(https://bunshun.jp/articles/-/79203)。

記事では、国が法整備に動き、クリニックの派手なCMが一時期より減ったものの、より潜在化が進行していると提示。とりわけ自由診療の美容領域での「お金儲け」目的のオンライン診療の広がりを問題視。悪徳商法に走る美容クリニックの問題をYouTubeで追及する、美容外科医の高須幹弥氏(名古屋高須クリニック・院長)、妻の美容皮膚科医の高須英津子医師(銀座高須クリニック・院長)により問題点の指摘がなされている。

幹弥氏は、コロナ禍での感染リスク回避でオンライン診療が解禁されたが、保険診療よりも自由診療で広がり、適応がないのに薬を処方する問題が生じているとした。自由診療の世界は対面のクリニックでも問題のある医師が多く、オンラインになれば、ともに診察しない等のリスクは高まると根本的な危険性を警鐘。英津子氏も低用量ビルは血液検査で血糖の有無を確認して処方フォローするものだが、ただ薬を出し医師がちよっと顔を見てOKという効率重視のオンライン診療が増えていると憂慮。AGA(男性型脱毛症)へ肝臓に負担のあるフィナステリドを力ウンセラー主導で漫然投与する事例や、男性更年期障害治療のアナボリックステロイドを筋肉増強目的でオンライン診療処方している実態を提示。特に問題なのが痩せている女子への痩身目的での糖尿病薬GLP-1受容体作動薬の投与だとし、医師側の倫理を問うている。

記事は構造問題にも触れ、①低廉な保険診療を嫌

厚生労働省が疑義解釈を発出

期限切れ健康保険証 26年3月末まで使用可能

厚生労働省は6月27日付で、疑義解釈資料「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いについて」を発出した。8月以降、多くの自治体で国民健康保険証が失効することを受け、現場の混乱を抑えるための対応方針が記されている。

疑義解釈では、あくまでも健康保険の受給資格の確認場面、▽患者がマイナ保険証にて電子資格確認を受けるか、▽資格確認書、又は有効期限内の健康保険証を提出することを基本とした。その上で有効期限切れに気がつかず健康保険証を引き続き持参してしまう患者や、「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者も想定されるとして対応を

光ディスク(CD)請求を続けるなら

今年も猶予届の提出を

昨年度より、オンライン請求も実質的な義務化の流れとなっている。昨年4月以降、レセプトの光ディスク(CD)請求が新規で選択できなくなり、既存の光ディスク請求の医療機関も継続を希望する場合は、1年ごとに猶予届を提出しなければならないようになった。

猶予を希望する医療機関は、昨年度は8月末までに

同様に提出され、1年以内に移行できなくなるとも、とりあえず1年以内の期限として記載されたい。申請は「医療機関等向け総合ポータルサイト」からオンラインでの提出が原則となるが、やむを得ない場合は紙ベースでの提出が可能だ。その場合は支払基金本部と神奈川県国保連合会の2カ所へ提出する。

【お知らせ】

協会ホームページ内「会員ページ」を利用する際は、ユーザー名、パスワードが必要です。ご存知のない方は事務局までお問合せください(TEL 045-313-2111)。

また、昨年度よりパスワードの更新時期を6月1日から8月1日に変更しております。ホームページ内にてお知らせ予定ですので、ご確認いただきますようお願いいたします。

杏林往来

最近「虚礼廃止」が多く叫ばれ、当協会でも多分にもれずその方向で議論されたばかりだ。まだ贈答品

法律事務所)の「営利企業が医療機関と提携してオンライン診療に参画すること」が事実上許容されている状況には特段の影響はない」との警鐘コメントも紹介されている。

このほか、マルチまがいの商法や大量の違反広告と厚労省のネットパトロールの限界、消費者の医薬品への機器トラブルが起きたりした場合には完全な対処とはならない。最も確実な対応は保険証を継続させることだが、当面は患者にマイナ保険証または資格確認書を持参するよう働きかけることを要請している。

なお、当該対応が行われたとしても、オンライン資格確認が不全であったり、

この暫定的な取り扱いとは2026年3月末までとされており、医療機関には患者に対し、次回以降はマイナ保険証または資格確認書を持参するよう働きかけることを要請している。

なお、当該対応が行われたとしても、オンライン資格確認が不全であったり、

・社会保険診療報酬支払基金事業統括部事業サポート課
〒105-0004
東京都港区新橋2丁目1番3号

・神奈川県国民健康保険団体連合会情報管理部システム管理課
〒220-0003
横浜市西区楠町27番地1



提出方法はこちら(医療機関等向け総合ポータルサイト)